

茅ヶ崎ゴルフ場運営事業者募集要項（第2版）に関する質問と回答

整理番号	資料名	該当ページ	項目名	質問内容	回答
1	事業者募集要項	P 1	「3 事業スキーム」の「ウ」	契約書（案）の内容や文言については、締結までの期間において協議の上で修正される可能性はありますか。	基本的には、契約書（案）での契約とお考え下さい。 ただし、新たな防犯灯の設置による賃貸借契約の対象面積の減など、協議のうえで軽微な修正の可能性があります。
4	事業者募集要項	P 7	「(2) 応募図書を作成等に関する留意事項及び制限事項」の「エ 借受賃料提案書」の「留意事項」	「なお、樹林帯の面積（約 17,000 m ² ）は、事業者選定後に行われる樹林帯でない部分の飛砂防備保安林の指定解除の結果によって、増減する可能性があります。」とある部分について、当該なお書きの前文で「賃料発生しない」とあるので、仮に指定解除の結果により樹林帯の面積増減があっても賃料は引き続き発生しない、と解してよいでしょうか。	募集要項には、「樹林帯の面積は、事業者選定後に行われる樹林帯でない部分の飛砂防備保安林の指定解除の結果によって、増減する可能性がある」旨記載しましたが、飛砂防備保安林の指定解除の結果に関わらず、賃料が発生しない樹林帯の面積は5年間17,000 m ² で固定し、使用賃貸借契約の変更は行わないこととします。